

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

5月号

○ 今月の特集
雇用調整助成金の変更

○ 今月の数字
<2.0%>

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
特定社会保険労務士の中尾です。



GWですね。

今年のGWはカレンダーの関係で3連休+4連休となっています。
大きな会社では中日3日を休みにして10連休にするところもあるようです。

でも、ほとんどの会社はカレンダー通りだと思います。
10連休もしたら復帰できるのか心配になります…。



○ ちょっと一服
さかなコーナー
穴子
「これからが旬です。」

顧問先さまには、「年俸契約者と割増賃金」
などの特集を配信させていただいております。

(C) 2013. なかお事務所 All Rights Reserved

今月の特集：雇用調整助成金の変更

雇用調整助成金が変更されました。(されます。)

雇用調整助成金は、古くからあり、また今でもよく使われているメジャーな助成金です。
この雇用調整助成金が平成25年4月1日と平成25年6月1日以降一部条件・支給額等が変更されます。

★平成25年4月1日からの変更

① 助成率の変更

① 助成率の変更	
現行	平成25年4月1日以降の 判定基礎期間から (注)
大企業 : 2 / 3 (3 / 4) 中小企業 : 4 / 5 (9 / 10) <small>() 内は「労働者の解雇等を行わない 場合、障害者の場合」の助成率です。</small>	大企業 : 1 / 2 中小企業 : 2 / 3 <small>「労働者の解雇等を行わない場合、障害者 の場合」も同様の助成率になります。</small>

● 1人1日当たりの上限額は、引き続き7,870円です。

② 教育訓練(事業所外訓練)の助成額の変更

② 教育訓練(事業所外訓練)の助成額の変更	
● 教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。	
現行	平成25年4月1日以降の 判定基礎期間から (注)
(事業所外訓練) 大企業 : 4,000円 中小企業 : 6,000円	(事業所外訓練) 大企業 : 2,000円 中小企業 : 3,000円

★平成25年6月1日からの変更

① 雇用指標の確認

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年6月1日(※)以降に設定する場合から最近3か月の「雇用保険被保険者数と受け入れている派遣労働者数の合計」の平均値が、前年同期と比べ、

○ 大企業: 5%を超えてかつ6人以上 ○ 中小企業: 10%を超えてかつ4人以上
⇒ 増加していないこと

② 残業相殺の実施

休業等(休業や教育訓練)を行った判定基礎期間内に、その対象者が時間外労働(所定外・法定外労働)をしていた場合、時間外労働時間相当分を助成額から差し引きます。

③ 短時間休業の対象除外

1. 始業時刻から、または終業時刻まで連続して行われる休業ではない場合
例) 就業時間8:30~17:30の事業所で、13:00~14:00の短時間休業とする場合は助成対象になりません。
2. 短時間休業実施日に、対象者に対して休業時間以外の時間に有給休暇を付与する場合
3. 出張中の労働者に短時間休業をさせる場合

以上の場合、助成金の対象から除外されます。

※この変更は、岩手県、宮城県、福島県の事業所では6か月遅れとなります。

今月の数字 <2.0%>

この数字は、平成25年4月1日から改正となった法定障害者雇用率です。1.8%から**2.0%に変更**されました。これにより、今まで56人以上の会社で1人以上の障害者を雇う義務だったのが、**50人以上の会社で1人以上の障害者を雇う義務**となりました。(50人の2%=1人)

障害者雇用は、会社として難しいことだと思います。今までは雇ったとしても、清掃や入力作業がメインでした。しかしこのところ、その方の強みを活かした業務をしてもらうため、積極的に障害者を雇う会社が増えました。

障害者のなかで、自閉症や発達障害(成人性を含む)等の方は、一つのことに集中したり、違いを見抜く力が抜きんでている強みを持った方も少なくありません。

製造業では、その方たちに製品管理(品質チェック)を任せたり、その他業種でも数値のチェックや進捗率などのスケジュール管理を任せている会社があります。

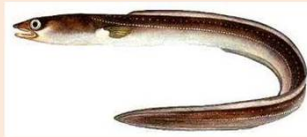
普通では見抜けない小さな不良や数値のチェック、進捗状況の細かな把握など、その精度とスピードがズバ抜けている方も多くいらっしゃいます。

障害も「個性」と捉えることで、みんなが個々に持つ特性や強みを活かすことに繋がります。これは人事の基本である「適材適所」に直結することでもあります。

このような考え方、働き方も多様化の一つであると言えるかもしれません。

ちょっと一息さかなコーナー

5月になり、夜も暖かくなってくるとアナゴの時期です。アナゴは、晩春から夏にかけて旬を迎えます。



天ぷらや寿司が代表的ですね。まさに「江戸前」。天ぷらにはやや小振りのものが好まれ、35センチ以下の「めそ」と呼ばれるものを最上とする職人さんも多いようです。

アナゴは、日本各地の沿岸に分布し、外海よりも湾内を好みます。アナゴは海草の茂った砂泥底に棲んでいて、夜になると活発に動き回り、甲殻類や小魚などを食べる夜行性です。

アナゴは最大、雌(めす)で90センチ、雄(おす)で40センチほどになります。

天ぷらや寿司で使われているのは「マアナゴ」と言います。

「クロアナゴ」というアナゴもいるのですが、とにかくデカイです。ゆうに1mを超えます！でも味はマズイので残念…。

釣ったアナゴの処理ですが、さすがに素人では難しいので、東京湾の船宿では船頭さんが捌いてくれます。骨も身と一緒に渡してくれるので、素揚げにして骨煎餅にして食べられます。

釣りたてのアナゴは、ふっくらして かなり美味しいです。

編集後記

GWですねー。今年のGWは(も)特に予定がないのですが、ホームページの手直しをしようと思っています。

でも、GW全部を仕事にしてしまうと、よもぎ君が寂しがると思うので、何日かは家族サービスに充てようと思います。特によもぎ君と遊んであげなきゃ。

「遊んでくれよ〜。」とせがまれると弱いですね。可愛くて仕方ありません。

(平成25年5月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com
H P：<http://nakao-jimusho.com>
T E L：048-476-5753